

〇〇漁業協同組合 〇〇漁業協同組合 漁場改善計画（例）

〇〇漁業協同組合及び〇〇漁業協同組合は、持続的養殖生産確保法第4条に基づき、この計画を作成し、各漁業協同組合とその構成員は、この計画内容を的確に履行するものとする。なお、本計画は、その進捗状況を見つつ、必要に応じ見直すこととする。

1. 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

（1）水域

〇〇県〇〇町〇〇岬先端と〇〇村〇〇岬先端とを結ぶ直線より陸側の海域

（2）養殖水産動物の種類

ブリ類、マダイ、トラフグ、アコヤ貝（真珠養殖、真珠母貝養殖）、ノリ

2. 養殖漁場の改善の目標

（1）水産動物を対象とする養殖

以下の表に掲げる基準を満たすことを目標とする。

指 標		基 準
水質	溶存酸素量（D O）	〇ml/l（〇mg/l）を上回っていること
底質	硫化物量（底泥表層）（T S）	酸素消費速度が最大となる硫化物量を下回っていること
飼育生物	条件性病原体（連鎖球菌症及び白点病）による死亡率の変化	累積死亡率が増加傾向にないこと

（2）ノリ養殖

不適切な管理を原因とする病害による収量の減少が平年作の1割を超えないこと。

3. 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

養殖漁場の改善のために各養殖業者が実施し、又は遵守すべき措置は以下の通りとする。

なお、これらの措置は、西暦2000年4月1日から2004年3月31日まで行うこととするが、これらの措置を実施している段階で、期待された改善効果が現れず目標達成が困難であると判断された場合には、これを見直すこととする。

ア. 漁業権漁場面積当たりの養殖施設面積の割合

(ブリ類、タイ類、フグ)

漁場面積当たりの生簀面積は、15分の1以下とする。

(真珠母貝養殖及び真珠養殖)

筏1台当たりの漁場面積は、500m²とする。筏1台を60mとする。

イ. 養殖密度

(ブリ類養殖)

網生簀内における飼育密度は7kg/m³以下とする。

(タイ類養殖及びトラフグ養殖)

網生簀内における飼育密度は10kg/m³以下とする。

(真珠母貝養殖)

吊線の間隔は80cm以上、1吊りは1籠とし、1籠の収容個数は70個以下とする。

(真珠養殖)

吊線の間隔は1m以上、1吊りは1籠とし、1籠の収容個数は42個以下とする。

(ノリ類養殖)

採苗時の芽付きは、顕微鏡100倍1視野で7個以下とする。

ウ. 適正養殖可能数量

以下の適正養殖可能数量を上回ってはならないものとする。

- ・ハマチ養殖 〇〇千尾
- ・カンパチ養殖 〇〇千尾
- ・タイ養殖 〇〇千尾
- ・ホタテ貝養殖 〇〇台
- ・カキ養殖 〇〇台
- ・真珠母貝養殖 〇〇台
- ・真珠養殖 〇〇台
- ・ノリ養殖 〇〇柵
- ・ワカメ養殖 〇〇本
- ・コンブ養殖 〇〇本
- ・クルマエビ養殖 〇〇千尾
- ・ウニ養殖 〇〇本
- ・ホヤ養殖 〇〇本

エ. 養殖生産に関する記録の保持

上記ウに係る適正養殖可能数量の遵守を示すため、養殖日誌、種苗購入記録、ワクチン使用記録、出荷記録、資材購入記録、施設設置時の作業記録その他の養殖生産に関する記録及び関連する写真を保持するものとする。

オ. 飼餌料の種類の制限

給餌養殖においては、生餌単独での給餌は行わず、固形配合飼料もしくはモイストペレットを使用する。なお、鮮度の低下した飼餌料は使用しないなど栄

養状態の良好な飼餌料を使用することとする。

カ．水産用医薬品の使用

耐性菌の発生を予防する観点から、ブリ類及びタイ類については稚魚の池入れ時にワクチンを投与することとする。

また、魚病が広くまん延するおそれがある場合には、医薬品の効果を最大限に引き出しその使用量を抑制するとともに、耐性菌の発生を防ぐために一斉投与を行うこととする。

キ．へい死魚の処理

へい死個体を発見した場合は、速やかに取り上げ、その考えられるへい死原因と大きさ別へい死個体数を漁協に報告するとともに、当日中に焼却処分を行う。

ク．病害が発生した場合のノリ網の処理

病害が発生した網は速やかに撤去し、病害がさらにまん延しそうな気配のある時は、一斉撤去を行う。

ケ．健全種苗の導入

外部から種苗を導入する場合には、「飼育管理カード」が添付されているなどによりその種苗の健全性が証明されているものに限ることとする。また、漁場内の種苗を移動する場合にも「飼育管理カード」の添付を励行し、万一魚病が発生した場合に備え、飼育魚の履歴を明らかにしておく。

4．養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

(1) 養殖漁場の改善を図るために必要な施設

各漁協は、養殖漁場の改善及び魚病のまん延防止を図るため、以下の施設及び機器を整備する。

① 配合飼料用給餌機

② 観測機器

漁場調査を実施する上で必要なDOメーター、比重計、硫化物測定用検知管、採泥器、その他必要な機器。

③ へい死魚等処理装置

へい死魚等を迅速に処理するための焼却炉

(2) 漁場改善を推進していくための体制の整備

この漁場改善計画を円滑に、かつ適切に実施していくために、以下のような体制を整備することとする。

① 計画推進委員会と計画推進連絡協議会の設置

各漁協において、この共同計画の適切な履行と進捗状況等を定期的に調査するために、組合長、漁協職員を含む7人で構成される計画推進委員会を組織する。計画推進委員会の構成員には、計画の対象となる全ての養殖種類から少なくとも1名以上が含まれていなければならない。さらに、双方の漁協の計画推進委員会メンバーで構成される計画推進連絡協議会を組織する。

なお、ノリ類養殖に関しては、病害がまん延した場合に組織的に迅速な対応が可能となるよう双方の漁協組合長、漁協職員を含む計画推進委員会ノリ部会（以下「ノリ部会」という。）を組織する。ノリ部会は、海況、病害の状況等を勘案し、必要に応じ随時開催する。

計画推進委員会においては、3ヶ月に1回、漁協が中心に収集・集計したデータに基づき、計画の適切な履行が図られているか、漁場改善の進捗状況はどうかをチェックし、その結果を構成員及び相手漁協に通知する。

計画推進連絡協議会は、年2回開催し、各々の漁協における計画の履行状況、及び漁場の改善状況等につき、意見交換を行うとともに、取組内容の妥当性につき検討する。

なお、計画推進委員会及び計画推進連絡協議会、ノリ部会は、各漁協の構成員に対し公開とする。

② 養殖漁場及び利用状況調査の実施体制

各漁協において、漁協職員を中心に4人で構成される調査実施体制を整備し、水域調査及び漁場利用調査を実施する。なお、年に数回は、両漁協共同でこれらの調査を行う。

③ 公的機関との連絡体制

技術的支援が必要な場合等、必要に応じ水産試験場等の公的機関と連絡を取るとともに、養殖漁場及び利用状況調査の結果、魚病の発生状況等の情報を当該公的機関に提供する。

5. その他

(1) 養殖漁場及び利用状況調査

ア. 水域調査

水質及び底質については、別添漁場図の定点1～10及び定点A～Cにおいて調査を行うこととする。

(水質)

水 温：毎月2回（12月～3月は1回）小潮回りに定点1～10において表層、5m層、10m層、底層で測定（ノリ養殖期間中は、定点2、7、10については、毎日10時に表層で測定）

溶存酸素：毎月2回（12月～3月は1回）小潮回りに定点1～10において表層、5m層、10m層、底層で測定

クロロフィルa：毎月2回（12月～3月は1回）小潮回りに定点A～Cにおいて表層及び5m層で測定

比 重：ノリ養殖期間中、毎日10時に定点2、7、10において表層で測定

(底質)

硫化物量：毎月1回、小潮回りに定点1～10において測定

C O D：奇数月に1回、小潮回りに定点1、3、5、7、9において測定

底生生物：毎月1回、小潮回りに定点2、4、6、8、10において測定

イ. 漁場利用状況調査

5月及び10月の年2回実施する（ノリ類養殖については漁期開始時点）。

（養殖施設）

養殖業者ごとの養殖施設数及び規模を確認。

（大きさ別飼育個体数）

各養殖業者から申告された数値を基に、ランダムに選択した10の施設につき大きさ別の飼育個体数を調査。

ウ．給餌量調査

漁協が各養殖業者ごとの飼餌料種類別の販売量を月別に集計する。また、漁協以外からも飼餌料を購入している業者は、その飼餌料種類別購入量を漁協に申告し、漁協は、先の販売量の集計にこれを加算し、各養殖業者ごとの飼餌料種類別全購入量を集計する。

エ．病害調査

漁協は、各養殖業者から申告された原因別へい死個体数、病害ノリ網数等を集計するとともに、月3回漁場における魚病及び病害の発生状況の目視調査を行う。

（2）ノリの酸処理の原則禁止

酸処理は行わない。

ただし、ノリ部会において他に適切な手段がなくやむを得ないと認められた場合には、この限りではない。なお、この場合使用する酸処理剤は全漁連及び全ノリ連の承認を受けたものとし、酸処理はノリ部会が中心となり一斉に行うこととする。また、使用済みの酸処理剤は漁協において適切に処理するものとする。

（3）ホルマリン等水産医薬品以外の薬品の使用禁止

ホルマリン等水産医薬品以外の薬品やT B T等を含む漁網防汚剤については、海洋の生態系に悪影響を与える可能性を否定できず、養殖生産物の食品としての安全性に疑義を与えかねないことから、その使用を禁止する。

（4）漁業共済への加入

漁場の改善の措置を講じ持続的な生産体制を目指すとともに、更に養殖経営の安定を図るため、漁業共済に加入することとする。

（5）本計画の変更手続き

この計画の変更は、この計画に係る漁業権行使者の総意により行うものとする。

《計画作成者》

〇〇県A漁業協同組合

〇〇県B漁業協同組合